

音声レベル運用規準（ラウドネス）について

2013年4月1日から本格的に運用が開始されている「音声レベルの運用規準（ラウドネス）」についてCM、番組制作において重要な点をまとめてみました。

○音声レベルについて

- NAB 技術規準 T032「テレビ放送における音声レベルの運用規準」の規定を満たすものとします。

○ラウドネスとは

- ラウドネスとは人が感じる「音量感」を数値化したものであり、電気信号の大きさを測る VU メータでは、人の耳の周波数特性まで考慮されておらず、実際に人が感じる音量感と VU メータの測定値とは必ずしも一致しません。
- 同じ様な VU 計の振れでも、音の周波数分布によっては聞こえ方が違い、（※耳の感度が高い 2kHz～5kHz の成分が多いと音量は大きく感じます。）このラウドネス値を計測する事により番組、CM 間の音量感のバラツキを無くす事が可能となります。

○測定方法、測定基準

- ARIB TR-B32 という規格に準拠したラウドネスメータを使い、番組・CM のラウドネス値を計測し、プログラム全体のラウドネス値を平均した値「平均ラウドネス値」を測定します。

- ラウドネス値の単位は「LKFS」といいます。
(Loudness K-weighting Full Scale)

- 目標にする平均ラウドネス値（ターゲットラウドネス値）は、 -24.0 ± 1.0 LKFS とします。

番組制作の場合、ターゲットラウドネス値は運用上の許容範囲として ± 1.0 LKFS を設けてありますが、あくまでもターゲットラウドネス値を目標として制作すべきであり、この許容範囲を見込んでの番組制作をしてはいけないことになっています。

また CM 制作に関しましては、上限-24.0LKFS とさせていただきます。

○納品について

●この規準は、地上波、BS で放送される全ての素材に適用されます。
(ラジオ、CATV、CS に関しましては対象外ですが、対応させて下さいとのご依頼もでてきていますので、ご確認して頂ければと思います。)

●上記の音声レベルの運用規準の規定を満たさない搬入物は、すべて不備素材とされ、改稿の必要がでてきます。

○平均ラウドネス値の記入について

●テープの記録表に、必ず平均ラウドネス値（小数点第一位）を記入する必要があります。（クレジットに記入する必要はありません）

● 記入は特記事項欄に記載、または、新たに記入欄を設け記載するようにお願いします。

●平均ラウドネス値が -28.0 LKFS を下回る場合は、その理由も合わせて記入してください。

※例：演出意図により低めに制作してあります。

●ケースの添付書類にも平均ラウドネス値を記入してください。

何か不明な点がございましたら音声技術部までお問い合わせください。